

# 住所表示等

## 住所表示

幕別地域の町・字の区域及び名称は、今までどおり変わりありません。

忠類地域の字の区域及び名称は、次の表のとおりとなります。郵便番号は、変更が予定されていますので、決まり次第、広報紙等でお知らせします。

郡名は、「中川郡」です。

合 併 前			合 併 後			
町村名	字の名称	地 番	町村名	字の名称	地 番	備 考
忠類村	字忠類	番地	幕別町	忠類栄町	番地	
				忠類幸町	番地	
	字元忠類	番地		忠類本町	番地	
				忠類錦町	番地	
	字日和	番地		忠類白銀町	番地	
	字西当	番地		忠類元忠類	番地	
	字協徳	番地		忠類幸町	100 + 番地	幸町に属する区域(18筆)
	字朝日	番地		忠類本町	番地	本町に属する区域(93筆)
	字公親	番地		忠類日和	番地	
	字共栄	番地		忠類西当	番地	
	字東宝	番地		忠類協徳	番地	
	字幌内	番地		忠類朝日	番地	
	字明和	番地		忠類公親	番地	
	字新生	番地		忠類共栄	番地	
	字中当	番地		忠類東宝	番地	
字古里	番地	忠類幌内	番地			
字晩成	番地	忠類明和	番地			
		忠類新生	番地			
		忠類中当	番地			
		忠類古里	番地			
		忠類晩成	番地			

## 電話番号

電話番号は、今までどおり変わりありません。

(電話番号の市外局番) 幕別地域 0 1 5 5 - -

忠類地域 0 1 5 5 8 - -

## 住所表示の変更に伴う主な手続き

忠類地域に住所を有する方、忠類地域に事務所・事業所をお持ちの方は、合併による住所変更の手続きが必要になる場合がありますので、次の表を参考に手続きを行ってください。

なお、警察関係及び保健所関係は、帯広警察署、十勝保健福祉事務所保健福祉部（帯広保健所）の管轄となります。一覧表に記載のないものについては、各関係機関へお問い合わせください。

### 【不動産登記に関すること】

項 目	住 所 変 更 等 の 取 扱 い		お問い合わせ先
不動産登記簿に記載されている所有者等の住所	不要	住所変更の手続きをしなくても、合併後の新住所に読み替えることとなりますので、変更手続きは不要です。 表示上の住所地を新住所名に変更する必要がある方は、窓口に申請してください。手数料は無料です。ただし、以前に住所を変更したことがあり、登記簿上の住所が以前の住所のままになっている方は、有料となります。	釧路地方法務局 帯広支局登記部門 (0155) 24-5823
不動産の登記済証（権利証）	不要	登記済証（権利証）は、修正することができませんので、そのまま保管してください。	
商業・法人登記簿の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在	不要	法務局で修正しますので、変更手続きは不要です。	
商業・法人登記簿の取締役、理事など役員の住所	不要		

### 【預貯金・保険・年金等】

項 目	住 所 変 更 等 の 取 扱 い		お問い合わせ先
郵便貯金通帳等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所の訂正を希望される方は、最寄りの郵便局に申し出てください。 また、非課税貯金利用者は、「非課税郵便貯金に関する異動届書」の提出が必要です。	忠類郵便局 (01558) 2-2260
簡易保険	不要	証書に住所の記載がないため、手続きは必要ありません。	
普通預金通帳等		金融機関により取扱いが異なる場合がありますので、直接お問い合わせください。	ご利用の金融機関
生命・損害保険		各社で取扱いが異なる場合がありますので、直接お問い合わせください。	ご利用の保険会社
クレジットカード			ご利用のクレジット会社
携帯電話を利用の方			ご利用の携帯電話会社
電気（ほくでんを利用の方）	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	北海道電力㈱ お客さまセンター (0155) 24-5162

## 【自動車に関すること】

項 目	住 所 変 更 等 の 取 扱 い		お問い合わせ先
自動車をお持ちの方	不要	北海道において変更の手続きをしますので、届出は不要です。	十勝支庁税務部課税課 (0155) 27-8529
自動車等運転免許証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に併せて手続きをしてください。なお、更新前に変更を希望される方は、警察署又は運転免許試験場で手続きをしてください。	帯広運転免許試験場 (0155) 33-2470 帯広警察署 (0155) 25-0110
自動車保管場所証明書、保管場所標章番号通知書	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更登録、移転登録の申請時に併せて手続きをしてください。	帯広警察署 (0155) 25-0110
安全運転管理者等を選任し、警察署に選任届出を行っている事業所の使用者の方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、警察署で手続きをしてください。	
自動車検査証の所有者住所の変更登録	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、現在お持ちの自動車の移転登録（名義変更）	北海道運輸局帯広運輸支局 (0155) 33-3281
自動車検査証の使用の本拠の位置の変更登録	不要	や転居に伴う住所の変更登録、自動車の抹消登録等の際には、合併による名称変更の証明	
自動車検査証の使用者住所の記載事項変更記入申請	不要	が必要になります。	
小型二輪の自動車検査証の記載事項の記載変更申請	不要	なお、今回の合併による区域の名称変更手続きを希望される方は、名称変更の証明書、印鑑、車検証をお持ちの上、手続きをすることができます。	
検査対象軽自動車の検査証記載事項の変更届出	不要	住所変更の手続きは必要ありません。特に変更を希望される方は、住所変更証明書、印鑑及び車検証を添えて手続きをすることができます。	軽自動車検査協会帯広事務所 (0155) 33-3999

## 【入札参加資格に関すること】

項 目	住 所 変 更 等 の 取 扱 い		お問い合わせ先
旧忠類村の建設工事等競争入札参加者資格を有している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	幕別町役場総務課 (0155) 54-6608
北海道の競争入札参加資格をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	北海道各部（局）各資格の審査担当
財務省競争参加資格をお持ちの方（建設工事・測量等）	要	「競争参加資格審査申請書変更届」の提出が必要です。	帯広財務事務所管財課 (0155) 25-6381
財務省競争参加資格をお持ちの方（役務の提供等）	要	「競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)」の提出が必要です。	帯広財務事務所総務課 (0155) 25-6381
競争参加有資格業者（工事・コンサル）の本店所在地等の変更	要	住所変更の手続きが必要です。	帯広開発建設部契約課 (0155) 24-4121
一般競争(指名競争)参加資格(物品製造等)の資格をお持ちの方	要	「競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)」に、登記簿謄本を添えて申請してください。	

## 【町関係】

項 目	住 所 変 更 等 の 取 扱 い		お問い合わせ先
印鑑登録証をお持ちの方	不要	旧印鑑登録証と引換えに、忠類総合支所で印鑑登録証の再交付を受けることができます。	忠類総合支所住民課 (01558) 8-2111
戸籍・住民票	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	忠類総合支所住民課 (01558) 8-2111
住民基本台帳カードをお持ちの方	不要	旧住基カードと引換えに、忠類総合支所で住基カードの再交付を受けることができます。旧住基カードと写真を持参してください。	本庁町民課 (0155) 54-6602
外国人登録をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、記載事項の書換えを希望される方は、外国人登録証を持参し、窓口に出してください。	
国民健康保険被保険者証をお持ちの方	不要	平成 18 年 2 月末までに新たな被保険者証を交付します。	
老人保健・乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭等・老人(道老)医療費受給者証をお持ちの方	不要	平成 18 年 2 月末までに新たな受給者証を交付します。	
母子健康手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	忠類総合支所保健福祉課 (01558) 8-2910
介護保険被保険者証をお持ちの方	不要		保健福祉センター (0155) 54-3811
支援費受給者証をお持ちの方	不要		

## 【道関係で手続きが必要なもの】

項 目	住 所 変 更 等 の 取 扱 い		お問い合わせ先
宗教法人の規則変更	要	規則を変更し、規則中の事務所の所在地に関する条文を変更した旨の届出が必要です。	十勝支庁総務課 (0155) 27-8502
建設業許可業者の営業所所在地の変更	要	合併後、30日以内に届出が必要です。	十勝支庁建設指導課 (0155) 27-8540
種苗の採取・育成の生産事業者登録をしている方	要	速やかに住所変更の手続きが必要です。	十勝支庁林務課 (0155) 27-8604
肥料の生産販売の登録・届出をしている方	要	合併後、2週間以内に住所変更の手続きが必要です。	十勝支庁農務課 (0155) 27-8611
農薬の販売をしている方	要	合併後、2週間以内に住所変更の手続きが必要です。	
種馬鈴しょの集荷販売業者の登録を受けている方	要	速やかに書換え交付の申請が必要です。	
家畜商免許証の交付を受けている方	要	家畜商免許証の書換え交付申請が必要です。	
飼料・飼料添加物の製造・輸入・販売をしている方	要	合併後、1カ月以内に届出事項変更届の提出が必要です。	
食品衛生法第19条に基づく食品等の表示(製造者、販売者等の住所)	要	当分の間は、旧住所を表示していても差し支えありませんが、できる限り速やかに変更してください。	十勝保健福祉事務所生活衛生課 (0155) 27-8702
農業機械士及び指導農業機械士の認定を受けている方	要	認定手帳の本籍、住所の変更届出書の提出が必要です。	北海道農政部技術普及課 (011) 204-5380

項 目	住 所 変 更 等 の 取 扱 い		お問い合わせ先
農業機械整備施設の認定を受けている方	要	整備施設の設置箇所の変更届出書の提出が必要です。	北海道農政部技術普及課 (011) 204-5380
家畜診療施設開設の届出を提出している方	要	住所変更の手続きが必要です。	北海道農政部畜産振興課 (011) 204-5441

### 【国関係で手続きが必要なもの】

項 目	住 所 変 更 等 の 取 扱 い		お問い合わせ先
測量業者の事務所所在地	要	住所変更の手続きが必要です。	北海道開発局事業振興部建設産業課 (011) 709-2311 内線 5890
企業・団体、個人等の無線局の免許	要	無線局免許状の訂正申請が必要です。ただし、再免許又は他の項目の変更等の申請時に合わせて無線局免許状の訂正申請をしても差し支えありません。	北海道総合通信局 (011) 709-2311 内線 4642
一般貨物自動車運送事業者	要	事業所や車庫、休憩施設などの住所変更の届出が必要です。	北海道運輸局帯広運輸支局 (0155) 33-3281
貨物軽自動車運送事業者	要		
自動車登録申請書に添付する書面の一括承認書の住所の変更届	要	承認内規に基づき変更届の提出が必要です。	
自動車分解整備事業者	要	最も早い時期に行う他の届出に併せて行うことができます。	
優良自動車整備事業者	要		
指定自動車整備事業者	要		

### 【その他手続きが不要なもの】

項 目	住 所 変 更 等 の 取 扱 い	お問い合わせ先
旅券（パスポート）をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	十勝支庁総務課 (0155) 27-8502
危険物取扱者の免許をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	北海道総務部防災消防課 (011) 204-5009
狩猟者登録をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。	十勝支庁環境生活課 (0155) 26-9028
狩猟免許をお持ちの方		
動物取扱業の届出をしている方		
電気工事業の登録をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。	十勝支庁商工労働観光課 (0155) 27-8537
砂利採取業務主任者、採石業務管理者の資格をお持ちの方		
電気工事士の資格をお持ちの方		
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の免許をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	十勝保健福祉事務所 保健福祉企画課 (0155) 27-8635
毒物・劇物販売業等の登録、薬局等の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。次回更新時にその旨を登録（許可）更新申請書に記載してください。	
身体障害者手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	十勝保健福祉事務所 社会福祉課 (0155) 26-9080
療育手帳をお持ちの方		

項 目	住 所 変 更 等 の 取 扱 い	お 問 い 合 わ せ 先
特定疾患医療受給者証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	十勝保健福祉事務所 健康推進課 (0155) 27-8637 (0155) 27-8638
栄養士、管理栄養士の免許をお持ちの方		
調理師の免許をお持ちの方		
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	十勝保健福祉事務所 子ども・保健推進課 (0155) 27-9085 (0155) 27-8704
通院医療公費負担患者票をお持ちの方		
小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方		
生活衛生営業等許可（理容、美容、クリーニング、ホテル、旅館の許可を受けている方）の届出をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。	十勝保健福祉事務所 生活衛生課 (0155) 27-8701 (0155) 27-8702
製菓衛生師の免許をお持ちの方		
食品の営業許可証（登録票）を受けている方		
食品衛生責任者、食品衛生管理者の届出をされている方		
保育士の免許をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	北海道保健福祉部地域福祉課 (011) 204-5268
社会福祉士の免許をお持ちの方		
介護福祉士の免許をお持ちの方		
猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、猟銃用火薬等譲受許可証、猟銃用火薬等消費許可証の交付を受けている方	本籍、住所（法人の事業場の所在地）の変更の手続きは必要ありません。なお、書換えを希望される方は、住所地又は法人の事業場を管轄する警察署の窓口へ申し出てください。	帯広警察署 (0155) 25-0110
政府管掌健康保険被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。なお、健康保険被保険者証の被保険者住所欄は、ご自身で訂正してください。	帯広社会保険事務所 (0155) 25-8111
労働保険に加入している事業主の方	住所変更の手続きは必要ありません。なお、名称に変更があった場合は、「労働保険名称、所在地等変更届」により届出が必要です。	帯広労働基準監督署 (0155) 22-8100
米穀取扱事業者	北海道農政事務所で行いますので、住所変更の手続きは必要ありません。	北海道農政事務所 消費流通課 (011) 642-5472
20トン未満の船舶を所有している方で国籍を証明する証書を所有の方	住所変更の手続きは必要ありません。	北海道運輸局帯広運輸支局 (0155) 33-3281
運輸局が交付する船舶検査証書を所有している方		
交付日が平成15年6月1日以降の小型船舶操縦免許証を所有されている方		
	免許証の住所の訂正は、更新申請時に併せて訂正手続きを行います。なお、更新可能期間以前に訂正を希望される方は、お問い合わせください。	

### 【住所表示変更証明書】

住所や所在地の変更手続きにあたり、合併に伴う「住所表示変更に関する証明書」が必要な方は窓口へ申し出てください。平成18年2月6日以降、忠類総合支所住民課及び本庁民生部町民課、札内支所にて無料で発行します。